

香環第 297 号

平成 25 年 7 月 30 日

奈良県知事 荒井正吾様

香芝市長 吉田弘明

環境影響評価準備書に係る意見について

平成 25 年 7 月 2 日付け環政第 186 号により、奈良県環境影響評価条例第 18 条第 2 項の規定に基づき奈良県知事から求められた意見については、下記のとおり回答します。

記

1 事業者

氏名 疋田倫一 (疋田採石)
住所 奈良県香芝市今泉 100-1

2 対象事業

名称 二上採石場拡張事業
種類 土石採取事業の変更の事業
規模 拡張区域の面積 約 14.96 ha
(土石採取事業の変更の事業について採石法による認可の申請をしようとする面積が奈良県環境影響評価条例施行後、3 ha 以上であるもの)

3 対象事業実施区域

位置 奈良県香芝市穴虫 2624-1 番地他 21 筆及び葛城市加守 1464 番地他 18 筆

4 意見

事業実施後における予測評価の検証、環境監視、調査等の事後措置について、事業者の責務として自主的に実施し、奈良県環境影響評価条例の目的にもある環境の保全について適正な配慮がなされることを確保されたい。

また、搬出入車両においては積載量、走行速度など法令遵守に努められ、騒音・振動・粉じんなどの影響を最小限にとどめるよう十分に配慮されたい。



葛第 1337 号

平成 25 年 7 月 22 日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

葛城市長 山下 和弥

環境影響評価準備書に係る意見について

平成 25 年 7 月 2 日付け環政第 186 号により照会のありました表記の件につき、下記のとおり回答します。

記

1. 事業者

名称 正田 倫一(正田碎石)
住所 奈良県香芝市今泉 100-1

2. 対象事業

名称 二上採石場拡張事業
種類 土砂採取事業の変更の事業
規模 採石場の面積 約 14.96ha

(土砂採取事業の変更の事業について採石法による許可の申請をしようとする面積が奈良県環境影響評価条例施行後、3ha 以上であるもの)

3. 対象事業実施区域

位置 奈良県香芝市穴虫 2624 番地他 21 筆及び葛城市加守 1464 番地他 18 筆

4. 意見

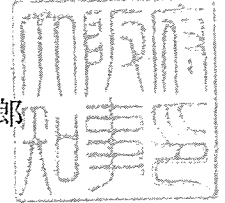
環境影響評価方法書について述べられた意見の概要の事業計画関係 大気環境関係 (大気 騒音 振動) その他の項目に充分配慮して、事業実施による環境への負荷をできる限り回避または低減するように事業者への指導をお願いします。



環 保 第 1 9 1 5 号
平 成 2 5 年 9 月 3 日

奈良県知事 荒井 正吾 様

大阪府知事 松井 一郎



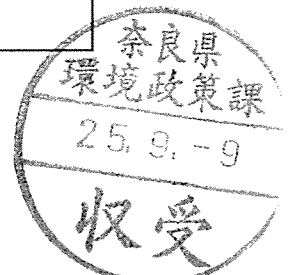
二上採石場拡張事業に係る環境影響評価手続きについて（意見）

平成 25 年 5 月 14 日付け環保第 1549 号で本府から回答しましたとおり、標記に関して、環境保全の見地から必要な意見を別紙により述べますので、ご配慮をお願いします。

併せて、別添の柏原市長意見及び太子町長意見にもご配慮をお願いします。

〔連絡先〕

大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課アセスメントグループ
担当：小梶
TEL 06-6941-0351（内線 3857）
06-6210-9580（直通）
FAX 06-6210-9575



別紙

1. 事業実施区域から発生する騒音について

事業実施区域から発生する騒音については、奈良県内の民家近傍で、原石採取・運搬時における機械の稼働に伴い発生する騒音は 57.2dB (L_{Aeq})^{※)}、発破作業に伴い発生する騒音は 57.3dB (L_{max}) と予測している。

一方、大阪府内では、準備書 4-112 ページのとおり環境基準が設定されており、事業実施区域に近い太子町立総合スポーツ公園近傍では、昼間 55dB、夜間 45dB の基準が適用されているが、事業実施区域から発生する騒音の予測、評価は行われていない。また、事業実施区域から上記スポーツ公園近傍までの距離が、事業実施区域から奈良県内の民家近傍までの距離と、ほぼ同程度であることから、大阪府内に近接する位置で作業を行う場合に、上記スポーツ公園近傍において環境基準を超過する可能性がある。

そのため、大阪府内の同スポーツ公園近傍で予測、評価を行い、事業による影響が認められる場合は、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すべきであると考えます。

※) 事業者から聞き取りをした内容

2. 事業関係車両による騒音について

(1) 事業関係車両の西名阪自動車道の使用について

環境保全措置として「修景盛土材運搬車両の走行制限（一般国道 165 号の区間での走行を避け、全車両とも西名阪自動車道を使用する）」を行うとしている。

上記環境保全措置については、一般国道 165 号の大阪府柏原市田辺において、環境基準を超過している状況を鑑みると適切な措置であると考えます。

しかしながら、その他の事業関係車両である産業廃棄物運搬車両及び製品搬出車両については、現状で環境基準を超過している上記道路を走行している実態があることから、これらの車両についても関係者に協力を要請するなど、可能な限り西名阪自動車道を使用するよう努めるべきであると考えます。

また、道路交通騒音に係る環境保全措置の実効性を確認するため、事業関係車両のルート別の走行台数について事後調査を行うべきであると考えます。

(2) 事業関係車両の台数の削減等について

事業計画では、修景盛土材運搬車両が新たに増加する計画となっており、道路交通騒音への影響が懸念される。

そのため、修景盛土計画の見直しなどにより、外部から搬入する盛土材を削減する措置を検討し、車両台数を削減するべきであるとする。

3. 発破作業に伴い発生する振動、低周波音について

(1) 振動について

発破作業に伴い発生する振動については、奈良県側の事業実施区域の敷地境界及び民家近傍での予測結果を踏まえ、環境保全措置として、火薬量の半減を実施することとされている。

一方、太子町立総合スポーツ公園は、上記の奈良県側の民家とほぼ同距離の位置にあるが、大阪府側では敷地境界及び同スポーツ公園近傍において予測、評価が行われていないことから、発破作業による振動の影響が懸念される。

そのため、大阪府側の敷地境界及び同スポーツ公園近傍において振動の予測、評価を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ適切な環境保全措置を講じるべきであるとする。

(2) 低周波音について

発破作業に伴う低周波音については、1～80Hzの平坦特性低周波音圧レベルの50%時間率音圧レベル(L₅₀)及び、1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L_{G5})を指標として、奈良県内の民家近傍において予測している。

一方、大阪府内の太子町立総合スポーツ公園近傍では予測、評価が行われていない。

そのため、大阪府内の同スポーツ公園近傍における低周波音圧レベルの最大値を予測、評価し、その結果を踏まえ、必要に応じ適切な環境保全措置を講じるべきであるとする。

なお、発破作業における低周波音は瞬間的に発生するため、その予測、評価は発生する低周波音の最大値で行うのが適切であるとする。

4. 生態系への影響について

(1) 外来種の排除等の適切な維持管理について

採掘跡地については、一時的な盛土裸地の出現や施肥によって外来種が繁茂しやすい環境にあり、外来種の繁茂が大阪府内にまで及んだ場合、府内の生態系に影響を及ぼす可能性がある。

そのため、採掘後に行うとしている修景緑化においては、外来種の排除等の適切な維持管理を行い、周辺の生態系に影響を与えないよう配慮すべきであるとする。

(2) 種の遺伝子多様性への配慮について

修景緑化に用いる樹木については、遠方から持ち込むことで在来の樹木との交配による遺伝子かく乱が発生し、それが大阪府内に及ぶことで、府内の遺伝子多様性に影響を及ぼす可能性がある。

そのため、修景緑化に当たっては、在来種を採用することはもとより、残置林等から種子を採取し、それを発芽させた苗木を用いるなど、種の遺伝子多様性にも配慮すべきであるとする。

5. ダイヤモンドトレールからの景観について

事業実施区域近傍にあるダイヤモンドトレールは、多くの利用者がある大阪府内では貴重な自然歩道である。また、事業実施区域を視認できる地点は、周囲の山林等からなる眺望が開けており、利用者が休憩等で利用しているが、事業実施により当該地点からの眺望に裸地が出現することで、周辺の自然景観への影響が懸念される。

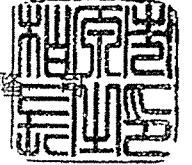
そのため、可能な範囲で早期の緑化や樹木の適切な維持管理を行うことなどにより、ダイヤモンドトレールからの良好な景観を維持すべきであるとする。

別添

柏環第 40 号
平成25年 8 月 8 日

大阪府知事様

柏原市長 中野 隆

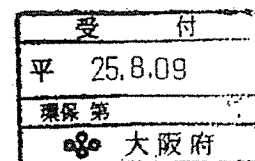


二上採石場拡張事業に係る環境影響評価手続きについて（回答）

平成25年5月14日付け、環保第1551号で依頼のありました標記の件について、環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

今回の拡張事業に伴い搬入・搬出の関係車両の走行台数が増加することとなり、自動車対策として柏原市街地を走行する運搬車両については、可能な限り西名阪自動車道を利用することを関係会社にも協力を要請するとされています。その件については、関係会社に説明を行い、遵守してもらうとともに、柏原市街地を走行する場合は、エコドライブを心掛けるとともに、積載物等による粉塵を飛散することのないように対策を講じること。

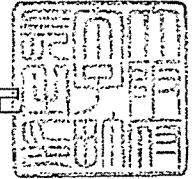




太 安 第 7 4 号
平成 2 5 年 8 月 6 日

大阪府知事 松井 一郎 様

太子町長 浅野 克己



二上採石場拡張事業に関する意見について

平成 2 5 年 5 月 1 4 日 付 け 環 保 第 1 5 5 1 号 に て 依 頼 の あ り ま し た 標 記 に つ
い て、別紙のとおり回答します。

受 付
平 25.8.09
環 保 第 号
大阪府

太子町生活環境室安全環境グループ
担 当：小原
TEL：0721-98-5525（直通）
内線 251
FAX：0721-98-4514

二上採石場拡張事業に関する意見書

太 子 町

関係車両の運行計画によると、10tダンプトラックでの搬出を計画され、本町内の通行は府道香芝太子線及び南阪奈道路を通行するとなっている。

本町内では府道美原太子線の一部で大型車両の通行規制があり、また国道166号は狭小な区間があることから住民より大型車両通行規制の要望がある。

このような状況から、関係車両通行に関しては運行計画を遵守すること。

また、運搬車両の走行による大気質、騒音及び振動の影響を低減するため、低公害車等の環境負荷の少ない車両の導入、エコドライブの実施、走行台数の平準化、効率的な車両運行などの対策について検討すること。